

この度の東日本大震災により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また一日も早い復興をお祈り申し上げます。

浦和ルーテル学院では震災を踏まえ、従来からの安全対策に加えて、新たな防災計画を策定しました。同時に教職員による防災組織を編成して、被害防止に努めています。その概要は次のとおりです。

なお、台風、大雪などの自然災害や火災発生などの際も下記に準じます。

(1) 学院施設の安全確保

- ① 東日本大地震後、学院校舎などについて専門の建築診断士による安全調査を3回行い、通常の使用のうえで問題は無いとの判定を得ています。
- ② 各所の安全点検を行い、転倒・落下防止等の対策を取っています。
- ③ すべての窓ガラスは飛散防止フィルム貼付済で、危険はありません。

(2) 緊急地震速報による予知と警報

- ① 学院では「直下地震検知器」と、30km以遠の地震に対応する「緊急地震速報」の2つの地震速報システムを備えています。
- ② 同システムにより地震の発生を数秒～数十秒前に予知し、校内に警報を流します。同時に緊急避難行動の指示を出します。

(3) 安全確保と避難訓練

- ① 緊急避難行動の計画を定めています。これに基づいて年2回の災害避難訓練を行い、緊急時に迅速・的確に行動し、安全確保できるようにしています。その骨子は次のとおりです。
 - a. 警 報：全校に緊急地震速報が流される。
 - b. 一時避難：児童生徒は直ちに活動をやめ、机の下にもぐる。頭部を守る。
 - c. 火災防止：教職員は使用中の火を速やかに消し、ガスの元栓を閉める。冷暖房・電灯をオフにし、コンセントを抜く。
 - d. 情報収集：防災本部は情報を収集し、必要に応じて避難指示の放送をする。
 - e. 屋外避難：教職員は避難経路・場所を確認し、児童生徒の避難誘導に当たる。
 - f. 安否確認：教職員は児童生徒の存在安否を確認し、負傷者の有無を確認する。
 - g. 救 護：負傷者の介護や医療機関との連絡にあたる。

(4) 防災組織の編成

- ① 学院教職員で次のような防災組織を編成して災害避難訓練を実施し、緊急時に適切な行動が取れるようにしています。
 - a. 本 部・・・情報収集、被災状況把握、避難誘導指示、応急対策指示、保護者へ連絡
 - b. 通 報・・・消防や警察への連絡
 - c. 避難誘導・・・避難誘導の実施、存在安否の確認
 - d. 消 火・・・出火防止、初期消火活動
 - e. 検 察・・・校内巡視・点検、被害状況確認
 - f. 救 護・・・負傷者の救助、応急手当、医療機関との連絡
 - g. 搬 出・・・重要書類等の確保・搬出

(5) 学校連絡網システムによる保護者への連絡

- ① 学院では一斉メールによる学校連絡網システムを備えています。
- ② 同システムにより緊急時に全保護者との連絡や安否の確認を行います。

(6) 児童生徒の学院待機と下校

- ① 交通機関の混乱などで下校が困難と判断した場合は、安全が確保されるまで児童生徒を学院で待機させます。
- ② 保護者には一斉メールや電話等で可能な限り連絡します。学院の電話は「災害時優先電話」に指定されています。
- ③ 学院に宿泊せざるを得ない事態を想定し、備蓄品などの態勢を整えています。
- ④ 事態が落ち着いてから、次の2つのいずれかの方法で下校します。
 - a. 保護者の迎えによる下校
学院まで保護者に迎えに来ていただいて一緒に下校します。
特に学院からの規制が無い場合、保護者は自家用車を含め、安全で都合の良い手段を選べます。
 - b. 下校手段の安全確保を待っての下校
交通機関などが復旧し安全が確保できた段階で、保護者の受け入れ態勢を確認のうえ下校させます。
できる限りグループ下校とします。また「私の通学路」(事前に登録してある通学経路)以外の迂回路による単独下校はさせません。

(7) 防災用品等の配備・備蓄

- ① すべての教室に児童生徒の人数分の防災頭巾を配備しています。
- ② 防災用備品(飲用水、乾パン、レスキューシート、浄水器、乾電池、懐中電灯、ラジオ等)を備蓄しています。

(8) 登下校中の震災対策

- ① 登下校途中の児童生徒の行動
 - a. 登下校中に強い地震が発生した場合は自宅か学院か、近い方に向かいます。
 - b. 「私の通学路」以外の迂回路による登下校は原則的にしません。
 - c. できる限り自宅か学院に連絡を取ります。
 - d. 交通機関停止等で登校も帰宅もできない場合、学院生は上級生を中心に集まります。
上級生は下級生の面倒をみるとともに学院に連絡し、児童生徒の学年・氏名を伝え、指示を受けます。
 - e. 乗務員、駅員、警察官、信頼できる大人に助けを求め、危険をさける行動を取ります。
 - f. 学院と保護者は連絡を取りつつ、追跡調査し児童生徒の確保に全力を尽くします。
- ② 下校グループ顔合わせ会
 - a. 学院では上記のような事態に備え、年度始めに「下校グループ顔合わせ会」を実施しています。
 - b. 同会では全児童生徒が登下校方面別に集まり、互いに顔を知り、緊急時にスムーズに安全に行動できる方策を学びます。
 - c. この学びを生かし、平素の列車遅延などの際も、安全な登校を実現しています。

③ ご家庭での指導のお願い

ご家庭でも、平素から児童生徒の登校経路の状況を把握しておいていただくようお願いしています。また緊急時の対応について親子で話し合い、以下のような項目について、ご家庭でのご指導と取り決めをお願いしています。

- a. 身分証明書、小銭、テレカなどの携行
- b. 帰宅と登校のどちらかを選ぶ分岐点をどこに設定するか
- c. 緊急時、いる場所に応じた安全確保や避難の仕方
- d. 家庭や学院との連絡の取り方、災害伝言ダイヤルの使用法など
- e. 保護者と連絡がとれない場合の連絡先や帰宅先
- f. 自分達で判断できない時や危険を感じた時、周囲の大人への助けの求め方

(9) 臨時休校と始業時刻繰り下げ

- ① 安全に登校できない場合や、登校しても通常に授業ができないと学院が判断した場合は臨時休校とします。
- ② 始業時刻を繰り下げることで安全を確保できる場合は、そのような処置とします。
- ③ 上記①、②の際は学院から一斉メール・電話等で連絡します。
- ④ 居住地域の事情などにより、安全な登校ができないと保護者が判断した場合や、一斉メール・電話等が不通の場合は自宅待機とします。復旧次第、保護者は学院に連絡し、指示を受けます。

(10) スクールカウンセラー等による心のケア

- ① 学院には2名のスクールカウンセラー（常勤1、非常勤1）が勤務しています。
- ② カウンセラーや養護教諭が相談に応じ、災害発生時の心理的ストレスの解消に当たります。心身の健康の維持・快復に努めます。